

## 令和3年度 第5回 吹田市政策会議概要

日 時：令和3年（2021年）10月29日（金）午前10時～午前11時  
 場 所：吹田市役所 高層棟4階 特別会議室  
 出席者：後藤市長、春藤副市長、辰谷副市長、中川税務部長、岩田会計管理者、  
 笹野消防長  
 所 管：【総務部（人事室）】  
 小西部長、吉井次長、岡田室長、伊藤総括参事、田畑参事、山谷参事  
 関連所管：【総務部（法制室）】藤田室長、萬谷主幹  
 【行政経営部（企画財政室）】今峰部長、藤井参事

案 件	一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
担当及び関連部局	総務部（人事室）（法制室）、行政経営部（企画財政室）
<p><b>【案件概要】</b>                  高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させるため、当該知識経験又は識見を有する者を任期を限って採用できるよう、条例を制定するもの。</p>	
<p><b>【所管部の考え方】</b>                  中核市移行に伴い権限が委譲され、行政範囲の拡大により、法制室に対する法律的な相談が多様化、複雑化しているとともに、行政処分等が増え、審査請求や訴訟のリスクも増大していることから、令和3年（2021年）8月17日に開催した政策調整会議において、組織全体の法務力を強化するため、一定期間、弁護士資格を有する者（以下「弁護士」という。）を特定任期付職員として任用し、法務能力向上の取組を強力に推し進めることが確認された。                  以上のことから、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する職員を一定期間任用するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（以下「法」という。）に基づき、任期を定めた職員の採用に関する事項等を定める条例を制定するもの。</p>	
<p><b>【質疑概要】</b>                  質問： 弁護士が予定している職務として「職員の法務能力向上・組織の法務力強化」とあるが、具体的にどのような業務に従事してもらうのか。                  回答： 一つは、法制室職員が受けている庁内各所管からの法律相談に同席することである。弁護士がいることで、相談しやすくなるとともに、各所管の職員及び法制室職員のOJTの効果を期待している。また、研修の実施や他市で行っている政策法務主任職員設置の検討などを予定している。                  質問： 常勤職員の採用が必要なのか。週に数回の勤務ではできない業務なのか。                  回答： 中核市移行後、ひと月に約60件程度の法律相談があり、内容も複雑化している。また、経験年数や職階に応じた本市独自の研修の実施や新たな制度の検討などを予定しており、これらの職務を行うためには常勤での勤務が必要である。</p>	

質問： 本来の弁護士としての業務は継続できるのか。

回答： 吹田市職員となるため兼業はできない。市職員としての業務に専念してもらう。勤務時間も一般の常勤職員と同じである。

質問： 顧問弁護士とはどのような違いがあるのか。

回答： 主な役割として、内勤の弁護士には未然防止を、顧問弁護士には問題が起きた後の対応を担ってもらうものである。

先行市では、内勤の弁護士が顧問弁護士に意見を聞くことはあると聞いているが、それぞれの意見を調整の上、結論を出すこともあると思われる。

質問： 公募から任用日までの期間が長過ぎるのではないのか。

回答： 現在の弁護士業務を辞めて市職員となるが、大阪弁護士会に確認したところ、現在の業務の引継ぎなどには6か月程度を要するとのことである。内定から任用までに、その期間を確保することで、応募しやすい条件を整えることに加え、公募から採用者決定までに係る事務手続きなどを勘案すると、示しているスケジュールとなる。

質問： 弁護士以外の職種を採用することは想定しているのか。

回答： 現時点では想定していない。他の職種の採用を検討する際には、必要に応じて、職員体制評価委員会等に諮りながら判断することになる。

質問： 給料設定は5号給を上限としているが、弁護士を採用するに当たって妥当であるのか。

回答： 多くの先行市で、弁護士である特定任期付職員には3号給を適用していることから、本市の給料設定は妥当であると考えている。管理職以上の業務内容を想定しているが、特別職の業務内容は想定していないため、特別職相当の6号給、7号給は設定していない。

指示： 弁護士には様々な業務を担ってもらうため、採用に当たっては、面接を丁寧に行うことで、適性の判断を十分に行うこと。

指示： 多様な人材の応募が可能となるよう、ライフステージや社会情勢等の変化に合わせた働き方ができる条件設定を検討すること。

指示： 顧問弁護士をはじめ、既に市で委託等している特定の知識経験や識見を有する者と任期付職員として採用する弁護士との違いを整理しておくこと。

#### 【結果】

本件は承認された。会議で出た指示を踏まえて取組を進めること。